

令和6年度斐伊川水系大橋川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査（松江城下町遺跡白湯地区）にかかる出土金属製品保存処理業務委託に関する質疑応答

No.	質疑事項	質疑内容	回答
1	中間視察の有無について	保存処理行程において 貴センター職員他による 弊社作業現場への中間視察 及びそのための旅費等の弊社負担はありますか？	・現時点で中間視察は予定していませんが、現物を見て確認する必要があると判断される場合は、視察を行います。 ・中間視察にかかる費用は、当方で負担します。
2	資格確認資料 島根県税の納税証明書について	弊社は島根県内に事業所を持たないため 島根県税の納税義務がありません。 代わりに提出する必要がある書類及び指定のフォーマットはありますか？	・島根県税の納税証明書については、島根県会計規則第60条の3に基づき、一般競争入札の参加者資格を確認するために必要な書類ですので、事業所所在地に関わらず提出してください。 ・納税証明書については、島根県のホームページの該当箇所(トップ>くらし>税金>県税>納税証明>納税証明書について)をご確認いただくか、担当窓口(東部県民センター収納管理課: 0852-32-5629)へお問い合わせください。